

令和元年11月定例会 総務委員会（事前）

令和元年11月25日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

岡田委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時33分）

議事に入るに先立ち、委員の派遣について、御報告いたします。

さきの委員会以降、扶川委員から調査計画書の提出がありました。

内容は、10月19日に、大阪市で開催された徳島県主催のとくしま移住実現サポートツアー事前セミナーに出席し、県の移住取組について、また、10月28日に、大阪府庁を訪問し、意思形成過程の見える化について調査するものであり、それぞれの内容を確認の上、正副委員長において派遣を決定し、許可いたしましたので、御報告しておきます。

なお、議長及び委員長宛、委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の11月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料）

- 報告第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第3号 損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

なし

根本警察本部長

私からは、9月定例会以降の治安情勢と主要施策の推進状況について、御報告いたします。

10月末現在、刑法犯認知件数は約2,500件と、昨年とほぼ同水準で推移しております。一方、交通事故死者数は昨日現在34人、昨年同期比で9人増加と、厳しい状況にございます。今後、年末年始を迎え、事件・事故の発生が懸念されますが、県警察では、関係機関・団体と連携の上、組織一丸となって各種治安対策の取組を進めてまいります。

それでは、運営重点に沿って、御説明申し上げます。

まずは、身近な犯罪の徹底抑止でございます。

本年においても、12月1日から新年1月10日までの間、年末年始特別警戒として、制服警察官による金融機関やコンビニエンスストア等への立ち寄り等、見せる活動により警戒

を強化するほか、各地域の自主防犯団体との連携によるパトロール活動等により、事件・事故の未然防止や少年非行防止に努めることとしております。また、オレオレ詐欺や架空請求等の特殊詐欺につきましては、10月末現在、被害件数25件、被害総額は約4,100万円と、前年同期と比較して減少しております。

被害防止策といたしましては、新たな犯行手口を認知した場合、タイムリーに広報を行うなど、より効果的な啓発活動に努めるほか、金融機関等と連携し、ATM周辺での声掛け活動等の水際対策を強化しているところでございます。

さらに、実行犯等に対する取締りにつきましても、10月末現在、10件4人を検挙しており、現在、警視庁との合同捜査により、犯罪者グループによる詐欺事犯等について、全容解明に向けた捜査を進めているところでございます。

第2は、重要犯罪の徹底検挙でございます。

殺人、強盗などの重要犯罪は、10月末現在、認知件数26件、検挙件数28件、検挙率107.7パーセントとなっております。

重要事件の発生は、県民の方々の体感治安の低下につながるものであり、事件発生時には、本部と各警察署が連携して捜査員を集中的に運用するなどして、犯人の早期検挙に努めてまいります。

第3は、交通死亡事故の徹底抑止でございます。

本年の死亡事故について分析しますと、死者数の約7割が高齢者であること、約半数が夜間の事故であること、交差点の事故や歩行者が被害に遭う事故が増加していることなどが挙げられます。

このように厳しい交通情勢の下、本年も12月10日から新年1月10日までの間、年末年始の交通安全県民運動が実施されます。活動重点といたしましては、関係機関・団体等と連携の上、飲酒運転など悪質・危険な違反に対する取締りの強化、早めのライト点灯やハイビームの活用、歩行者に対する反射材の着用等の取組を強化することとしております。

県警察といたしましては、この運動を契機として、悲惨な交通事故を1件でも抑止するよう、更なる対策に努めてまいります。

第4は、大規模災害、テロ等への徹底対処でございます。

今後、冬場に向けては、積雪等による各種災害も懸念されるところでございます。各警察署においては、あらゆる事態に対して、迅速かつ的確な対処がとれるよう、自治体や消防署等との情報交換に努め、有事に備えているところでございます。

なお、この度の台風第19号が特定非常災害に指定され、政府では、運転免許証等の各種手続に関する期限延長等の措置が講じられております。県警察においても、こうした措置に加え、条例の規定を適用し、運転免許証等の手続に要する手数料を免除するなど、被災者の方々への負担軽減の措置を講じたところでございます。

第5は、組織基盤の徹底強化でございます。

来年4月には、阿南・那賀の両警察署の統合、さらには、阿南市と阿波市における運転免許センターの運用を開始いたします。現在、円滑な運用開始に向け、各種作業を進めているところであり、引き続き、効果的な情報発信活動により、県民の方々への周知に努めることとしております。

以上、主要施策の推進状況について、御説明いたしました。

委員の皆様には、引き続き、警察活動に対する御理解・御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岡崎首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、報告させていただきます。

交通事故が3件、捜査活動に伴う物損事故が2件でございます。

お手元の総務委員会説明資料の、1ページを御覧ください。

交通事故につきまして、1件目は、令和元年7月5日、本部公安課員が丁字路交差点を公用二輪車で直進中、左方狭路から右折してきた相手方車両と接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を2万5,788円と決定し、和解いたしました。

2件目は、令和元年7月30日、徳島中央警察署員が駐車場内を鑑識車両で後退中、相手方車両に接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を9万5,151円と決定し、和解いたしました。

3件目は、令和元年8月6日、阿波吉野川警察署員が交差点をパトカーで直進中、左方狭路から左折してきた相手方車両と接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を5万5,939円と決定し、和解いたしました。

次に、説明資料の2ページを御覧ください。

捜査活動に伴う物損事故についてであります。

1件目は、令和元年8月26日、徳島中央警察署員が、所持品検査中に相手方の携帯電話ケースを確認していたところ、同ケースが破損した物損事故でございまして、県の賠償金額を4,968円と決定し、和解いたしました。

2件目は、令和元年9月30日、小松島警察署員が、相手方がライトを点灯させた携帯電話をかざしてきたため、これを制止しようとしたところ、同携帯電話に署員の手が当たり落下させて破損した物損事故でございまして、県の賠償金額を13万9,480円と決定し、和解いたしました。

専決処分の報告は、以上でございます。

岡田委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

立川委員

私からは、先ほど御報告いただいた専決処分のうち、職員の交通事故につきましてお伺いしたいと思います。

警察は、24時間態勢で事件・事故への対応のほか、パトロールなどの警戒活動を行う業務の特殊性からも、事故の発生はやむを得ないと理解する面もございしますが、定例会ごと

に事故の報告を受けるたび、県民の範となるべき警察職員でも、これだけ多くの事故を起こしているのだと素直に感じるところでございます。

そこで、過去5年程度の交通事故の専決処分の報告件数について、お伺いしたいと思います。

岡崎首席監察官

職員の公務中の交通事故についてであります。

過去5年間、当委員会に専決処分として報告させていただいている職員の交通事故につきましては、年度ごとの件数となりますが、平成26年度が13件、平成27年度が14件、平成28年度が15件、平成29年度が16件、平成30年度が22件となっております。

なお、本年度は、先ほどの3件を含め9件の交通事故について、報告をさせていただいているところであります。

立川委員

結構、多いですね。職員の交通事故について、例えば人的要因としまして、運転者の年代や同乗者の有無、また物的要因として、どのような車の事故が多いのか。また、事故の形態につきまして、統計的な特徴や傾向がありましたらお伺いしたいと思います。

岡崎首席監察官

職員の交通事故の特徴や傾向についてであります。

先ほど答弁させていただきました過去5年間の職員の交通事故を分析いたしますと、事故の特徴として、まず事故を起こした運転者の年代別であります。20歳代が14人で約17パーセント、30歳代が33人で約42パーセントと、若手職員が多数を占めております。

次に、車種別であります。四輪車が68件で85パーセント、二輪車が12件で15パーセントと、四輪車が多くを占めているところでございまして、その発生した四輪車の交通事故のうち、約6割については運転者以外に職員が同乗していたものでございます。

次に、事故の原因や傾向ですが、右左折時にブロックなどの固定物に接触させるなどの安全不確認によるものが32件で約40パーセント、後退中の安全不確認によるものが18件で約23パーセントなど、基本的な注意義務の不履行を原因とした事故が大半を占めているところであります。

立川委員

不注意とはいえ、県民の方と同じように職員の方も人身事故を発生させれば、罰金などの刑罰や運転免許の停止などの行政処分を受けることは承知しておりますが、例えば民間企業では、社員に損害賠償を求めるといような厳しい措置を取っているところもあるとお伺いしております。

そこで、事故を発生させた職員に対して、何らかのペナルティーであったり、再発防止に向け、どのような指導を行っておられるのかお伺いしたいと思います。

岡崎首席監察官

事故を発生させた職員に対する、措置や指導状況についてでございます。

交通事故を発生させた職員につきましては、事故報告書を提出させて強く自省を促した上で、所属長等から、厳しく口頭注意や指導を実施しているところでございます。

特に、過失割合の高い事故を起こした職員に対しましては、個別に適性検査、実技指導を実施するほか、事故原因の分析や事故防止に向けた取組を検討させるなど、職員の交通事故防止に取り組んでいるところであります。

また、職員全体に対する交通事故防止に向けた取組については、各種会合、巡回指導などの様々な機会を通じまして、同乗者による安全呼称の励行、後退時の確認の徹底を指示しているほか、実技訓練を含めた実践的な指導を実施しておりまして、職員による交通事故の防止に努めているところでございます。

立川委員

事故には様々な原因があるのですけれども、車の安全装備の整備というのにも考えられるのではないかと考えております。

この度の報告にもございましたけれども、鑑識車両などの特殊な車については、様々な機材を積み込んでおられますが、そういう機材が邪魔となって十分な安全確認ができなかったということも事故の原因の一つではないかと考えられるところでございます。

そこで、運転者への指導だけではなく、車への安全装備の整備などのハード面の対策も検討するべきではないかと考えているのですが、そのあたりをお聞かせください。

高橋会計課長

首席監察官からもありましたように、職員による交通事故のうち、車両後退中の事故が23パーセントと多いということ。また、委員からもありましたように、大型車両等は後方が見にくいのではないかと御指摘もあります。そこで、今年度から、公用車両にバックモニターの整備を進めているところであります。

県警察では、約500台の公用車両を保有しておりまして、今年度予算では、大型車両やワゴン車など後方確認が困難な車両20台にバックモニターを整備したところであります。装着後は、これら車両による後退中の交通事故は発生していない状況にあります。職員からも、見やすいとか事故防止につながると好評を受けているところでありますので、一定の効果があるのではないかと考えております。

引き続き、首席監察官からもありました職員に対する指導と併せまして、交通事故防止につながるようなハードの整備も進めてまいりたいと考えております。

立川委員

整備した車については、その後事故がないということで、冒頭にも申し上げましたが、警察職員の交通事故の発生はやむを得ない面もあるとは思いますが、しかし、県民の範となるべき存在であるため、後々の職務に与える影響も小さくないのではないかと考える次第でございます。

ここにいる皆さん方が誰よりも理解されていると思われそうですが、今回の答弁いただいたことを確実に履行していただきまして、職員の方の事故防止に、なお一層取り組んでいた

だきたいとお願いしまして、終わりたいと思います。

達田委員

この前の10月に行われました普通会計決算認定特別委員会でも議題に上がっていた問題でありまして、徳島中央警察署の建設にも関わっておりますので、改めてこの場で質問をさせていただくのですけれども、石井幼稚園工事の指名競争入札で談合疑いということで、建築設計会社社長逮捕と大きく報道されました。

その後、いろんな報道がされているのですけれども、この問題で「石井幼稚園設計談合 徳島県警、官製疑いで聴取 弁護側『別件逮捕』と批判」というような記事もございます。また、県と石井町は10月23日に、この業者を14か月間の指名停止、徳島市は10月24日に14か月間の停止というような報道がされております。

この事件がどうだったかということは差し控えたいのですけれども、やはり捜査結果が出ていない段階で議論することはふさわしくないとも考えております。しかし、この逮捕された業者が、徳島中央警察署の建築工事に関わっているということですので、やはり見過ごすことはできないと思うのです。

いろいろな新聞報道等を見ましても、非常に分かりにくい。一体何が真実なのか分かりにくいのですけれども、現段階で、今どういうふうな状態になっているのかということだけ、あらましを教えていただけたらと思います。

川端刑事部首席参事官

石井町の捜査中の談合事件についてでございますが、お尋ねの事件につきましては、現在捜査中でありまして、詳細な事件の内容についての御回答は差し控えさせていただきます。

なお、御質問の中に、別件逮捕ではないかとの御質問がありましたが、警察はこれまで同様、法律と証拠に基づき適正捜査に努めているところであり、今後もその姿勢に変わりはありません。

達田委員

コメントは差し控えたいというようなことで、報道もされております。官製談合容疑での捜査については、コメントできない状況だということですが、この業者が逮捕されたということで、徳島中央警察署の整備事業の監理業務を行っているという報道されているのですけれども、具体的にどういうふうな契約を結んで、実際にどういうふうな業務を行っていたのか、お尋ねいたします。

高橋会計課長

現徳島中央警察署、契約当時は徳島東警察署庁舎整備等PFI事業であります。

このPFI事業の大きなスキームですが、PFI事業者は特別目的会社というものを設立しております。これをスペシャル・パーパス・カンパニーと申しまして、SPCと呼んでおります。そのSPCは、株式会社徳島県警PFIサービスと言いますけれども、県警察とそのSPCが契約を結んで事業を実施しているということです。

S P Cの構成ですけれども、まずS P Cへの出資を行った上で業務に関わる構成企業と、他方、出資は行わないけれどもS P Cとの契約により事業を実施する協力企業という二つがあります。今回の対象業者、逮捕された事業者でありますけれども、出資は行わず、工事監理業務を協力企業として実施しているというものであります。

工事監理業務は、庁舎建築工事の施工状況の確認等を行うものであって、構成企業の中で本件の設計をしております株式会社東畑建築事務所とともに、監理業務を行っている状況であります。

達田委員

出資を伴わないというようなことで、普通会計決算認定特別委員会では、契約上、直ちに工事に影響はないということを言われたということですが、県民目線から見まして、直接工事に影響があるのかないのかというようなことを問いたいわけではないのです。やはり、徳島市、石井町、あるいは県も14か月間の指名停止にしたというような流れがある中で、2017年のことであつたとしても、きちんとした対処をしなければいけなかったのではないかと、このふうな目で県民は見ていると思うのです。

県警察と対象業者の間では、出資を伴わない協力企業として位置付けられていまして、対象業者と四電工グループは、どういうふうな契約を結んでいたのでしょうか。

高橋会計課長

今申しましたように、県警察はS P Cである株式会社徳島県警P F Iサービスと契約を結んでいる状況であります。その協力企業につきましては、S P Cと協力企業の双方で契約を結んでおきまして、県警察は直接契約を結んでいないという状況であります。

その上で、株式会社東畑建築事務所とともに、工事監理に当たっているというスタイルになっております。

達田委員

談合の疑いで逮捕された業者が、そのまま仕事をしていただくということはどうなのかと思うのですけれども、10月21日に逮捕されまして、11月10日に処分保留で釈放となったと。しかし、この11月10日に新たに再逮捕というようなことで、一体どういう事件に発展していくのだろうと、いろんな報道がありますので、県民はそういう目で見ていると思います。

私は、徳島中央警察署の新庁舎を整備するに当たって、計画当初から裁判所と警察署がすぐ隣に敷地が並んでいるのでいいのかという問題とか、P F I事業そのものが東京一極集中を助長する、大企業を優遇するやり方ではないかというようなことで、問題点を様々に指摘してまいりました。

そして、県警察は、先月の普通会計決算認定特別委員会で、契約上、直ちに工事に影響はないんだということを答えられたということですが、やはり県民目線で考えれば、談合が疑われている会社をそのまま公共事業に参加させるということ、それから、特に警察庁舎と言いますと、事件の捜査をしている、悪いことを許さないというようなことを仕事にしている所だと県民は見ているわけです。そういう所の庁舎整備に、こういう業

者が関わり続けているということは理解し難い、県民目線から見て本当にこんなのでいいのかと、法律に違反していません、様々な条例等々に違反していないとしても、倫理上どうなのかという問題も含めて、やはり、きちんと県警察が対応しているという姿勢を見せることが重要ではないかと思うのです。

県警察は、徳島中央警察署の新庁舎の監理業務から外すべきではなかったのかと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

高橋会計課長

先ほど来、答弁させていただいておりますが、飽くまで当該事業は契約によって進めているものであります。当該契約におきましては、構成企業や協力企業が他の入札において、不正であるとか不誠実な行為をした場合における措置について、定めはないと。本件入札における不正な行為については措置があるのですけれども、他の入札においてうんぬんという定めはございません。

しかし、株式会社徳島県警PFIサービス側から構成員や協力企業を変えたいという申出があれば、県警察の承諾によって可能となっております。先ほど、逮捕の話がありましたけれども、対象業者の取締役を逮捕した直後、10月末になりますけれども、それ以降、SPC側から対象業者との契約を解除したい旨の連絡を受けたところであります。現在、事業の影響や諸手続等について協議しておりまして、今後、契約にのっとって適切に対応してまいりたいと考えております。

達田委員

徳島中央警察署の新庁舎整備計画、私も委員会だけでなく本会議で質問してまいりました。その経緯もあるのですけれども、当初4グループが入札に参加していました。そこで、大林組グループが落札者となったのだけれども、折しもリニア中央新幹線の工事契約をめぐって巨大談合事件として東京地方検察庁の捜査を受けているということで、大林組は契約を辞退した。そして、次点の清水建設グループも同様に特捜部の捜査を受けているということで、次点者との契約も行わなかった。そして、結局3番目の四電工グループと随意契約をした。これは、平成30年2月定例会でお聞きしたのですけれども、この問題というのが石井町の問題より前にあったわけですから、他のグループに対しても談合関連の調査をなぜしなかったのか、非常に不思議なのです。この当時、既に警察はこうした状況を把握していたのではないかと、時期から言いまして私は思えるのです。

しかし、談合調査もせずにそのままいったわけです。入札参加の資格要件を審査しましたとか、その場の手続について適切に行われていましたというような答弁だけで、談合の調査をしたかについては全くお答えがなかった。その時に、きちんと調査をしていれば、こういうふうな問題になってなかったのではないかと、つくづく残念に思うのです。

この点、改めてお尋ねしますけれども、本会議ではお答えになりませんでした、四電工グループと契約する前に、どうして談合の調査をしなかったのでしょうか。

高橋会計課長

繰り返しの答弁になるのですけれども、本事業の入札に際しましては、あらかじめ参加

事業者が、法令違反等により、県の入札参加資格停止措置を受けていないかなどの資格審査を実施いたしました。事業者の選定につきましても、価格と提案内容を合わせて評価する総合評価・一般競争入札方式を採用して実施いたしました。価格はもとより、評価部分におきましては、有識者で構成する選定委員会を設置しまして、当該委員会の審査結果を踏まえて、落札者を決定したというところであります。

このように、入札参加の資格審査に問題はなかった、また評価にも問題はないという状況の中で、一連の手続は適正に行ったものと認識しておりまして、談合の調査を行う必要はなかったと、現在も調査を行う必要はないと認識しております。

達田委員

資格要件を審査し、手続が適正に行われていれば、それで良いのだという繰り返しだと思えるのですが、やはり県民目線から見ましたら、この時期を考えましても、警察が全く何も知らないままに談合調査をしなかったということは考えられないのです。ですから、知っていたけれど調べなかったのではないかと疑われても仕方がないような案件ではないかと思うのです。

四電工グループは、徳島中央警察署の新庁舎整備事業を請け負うに当たって、大林組グループより安く請け負わないといけないということで、1億7,000万円安く契約しました。ところが、その後、杭が足りないとして、隣の裁判所はいけているのに、2.5倍もの杭を打たなければならないということになって、2億8,000万円も増額をしたわけです。これだったら、安くできたのかも全く疑わしいわけですが、こういうふうな契約の手続が、不思議だなと思いつつ続いてきたわけです。

結局、PFI手法を取り入れて安くできますと言っていたのですが、財政的な縮減効果はほとんどなかったと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

高橋会計課長

当該事業において、財政的な縮減効果はなかったのではないかと御指摘であります。

PFI事業の効果を示す一つの指標としまして、バリュー・フォー・マネーと申しますけれども、VFMをお示ししております。従来方式は、建築・施工と比較的短期間で事業費の支出をしてしまうと。他方、PFI事業は、管理も含めておりますので、設計、施工、維持管理と長期間にわたって経費を割賦払いでお支払いすることについて、将来の貨幣価値等を考慮し比較しまして、どういう効果があったのかを示すのがVFMでありまして、契約時、従来方式と比較して18.68パーセント、財政負担軽減額は約11億円あったものとお示ししております。

委員からありましたように、その後、現地でボーリング調査をした結果、地盤構造が軟弱であったと。したがって、杭を増やす必要があるということで、昨年度予算において2.8億円の補正をお願いしたところであります。このような形で2.8億円を増額して、縮減効果がなかったのではないかと御指摘でありますけれども、杭の本数を増やすことについては、PFIであっても従来方式であっても必要であったものと認められることから、VFMに大きな影響を及ぼさないと認識しておりまして、これは試算でありますけれども

ども、2.8億円の増額補正後のVFMについても、ほぼ同様の約18パーセント、約10億円の縮減効果があったと算定しております。

達田委員

PFI手法で建設をして、本当に縮減効果があるのかどうかというのは、出来上がって何年かたたないと、運営も含んでおりますので、なかなか分からないという点があると思います。非常に分かりにくい手法なのです。県民が行って、本当に杭を2.5倍打っているのかどうかも見ることもできませんし、非常にこれも分かりにくい増額だったと思います。

こういうPFI手法は、工事にしても契約にしても非常に分かりにくい、そして、事業の縮減効果が本当にあるのかどうかというのも非常に分かりにくいので、こういう手法はやめて、地元の業者を大切にすべきだと主張させていただいたのですけれども、先ほど、対象業者との契約はSPCでは解除しておりますということですが、結局、結果責任として何も問われなかったらそれでいいのかということがあると思うのです。

四電工グループの事業者に、何かペナルティーというのを課すべきではないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

高橋会計課長

1点、御認識に錯誤があるようですので、現在、先方から事業者を変更したいとの申出があつて協議中のところであります。杭につきましても、現に、120数本に増やして杭打ち工事をしていることを確認しております。

御質問は、事業者にペナルティーを課すべきではないのかという質問と理解しましたが、先ほど申しましたように、本契約において、構成員等が他の入札で不正なことを行ったことに対しては、契約解除等の措置の決まりはございません。本件入札に関して不正なことを行えば、契約解除等のペナルティーはありますけれども、他の契約に関しての決まりはございません。

繰り返しになりますけれど、県警察としましては、契約にのっとり適切に対応してまいりたいと考えております。

達田委員

今後、こうした疑わしい状況というのがないようにしていただきたいと思います。

普通会計決算認定特別委員会で、受注業者の不正が分かった場合でも業者を変更するような規定は契約にはないとか、あるいは特別目的会社から申出があつて、県や県警察が承諾すれば変更は可能だと、結局、業者任せというような答弁がされているのですけれども、こういう報道を見ますと、警察なのにどうしたのかというように県民は見ていると思います。

そういうことがないように、きちんと対応していますということが目に見えて分かるよう、是非改善をお願いしたいということを申し上げて終わりたいと思います。

岡田委員長

運転中の携帯電話使用の違反について、厳罰化が12月から行われると言われていました。

当然、携帯電話を車や自転車を運転している時に使わないというのが前提ですが、12月からの道路交通法改正によって、具体的に違反点数や反則金がどのように変わるのか教えていただけますか。

住友交通企画課長

運転中の携帯電話使用の違反に係ります、罰則や違反点数、反則金がどのように変わるのかという御質問でございます。

いわゆる、ながら運転は、スマートフォンなどを使いながら運転するという極めて危険な行為であります。運転中の携帯電話使用などの罰則を引き上げる道路交通法の一部が改正され、違反点数を3倍に引き上げることなどを改正の内容とする政令が公布されまして、罰則の強化とともに、本年12月1日から施行されることになっているところでございます。

罰則につきましては、携帯電話を手を持って通話のために使用し、又はスマートフォンを手を持って表示された画面を注視する行為につきましては、5万円以下の罰金から、6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金に引き上げることになっております。

また、携帯電話を手を持って通話のために使用し、又はスマートフォンに表示された画面を注視する行為について、道路における交通の危険を生じさせた場合につきましては、3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金から、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に引き上げられることになっております。

なお、通話や画像注視によって交通の危険を生じさせた場合につきましては、交通反則通告制度の対象となり得る反則行為から除かれることとなります。

反則金につきましては、大型車で7,000円から2万5,000円に、普通車や二輪車で6,000円から、普通車が1万8,000円に、二輪車が1万5,000円に、原付車が5,000円から1万2,000円に引き上げられることになっております。

違反点数につきましては、携帯電話を手を持って通話したり、画像を注視したりした場合は1点から3点に、通話や画像の注視により交通の危険を生じさせた場合は2点から6点に、それぞれ引き上げられることになっております。

岡田委員長

携帯電話を操作していて事故を起こした場合が6点ということは、すぐに免許が停止になるということですね。

もう一つ、先ほどの二輪車というのはバイクのことだと思うのですが、自転車でも、高校生や仕事に行かれる方で携帯電話を使用したり、携帯電話の音源を聞いているような学生たちをよく見掛けるのですけれども、自転車を運転している人が携帯電話を使用した場合の罰則はどうなるのですか。

住友交通企画課長

自転車の運転者が携帯電話を使用した場合の罰則についての御質問でございます。

携帯電話を手を持って通話したり、スマートフォンの画像を注視して自転車を運転する

行為につきましては、徳島県公安委員会が定めております徳島県道路交通法施行細則の運転者の遵守事項違反に該当いたしまして、罰則につきましては5万円以下の罰金が科せられることとなっております。

岡田委員長

はっきり言って、違反に対する厳罰化が目的ではなく、安全運転に取り組んでもらうための厳罰化だと思うので、改正されたことをより広く告知していただくとともに、これを事前委員会でしているのは12月1日から法律が変わるので、安全安心につながるような運転をする、自転車に乗ってもらいたいということを、広く周知していただきたいと思うのですけれど、今後どのように周知されていく予定ですか。

住友交通企画課長

改正内容の周知についての御質問でございます。

改正内容につきましては、交通安全教室や更新時講習など各種講習の機会を通じ、改正内容の周知徹底を図っていくほか、チラシの配付や県警察ホームページにおいて情報発信しているところでございます。

今後とも、改正内容やスマートフォン等を使いながら運転することの危険性について周知するとともに、指導、取締りを含めた対策についても取り組んでまいりたいと考えております。

岡田委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

これをもって、質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時19分）